

名取市環境美化の促進に関する条例の見直しについて

1 「名取市環境美化の促進に関する条例」制定の背景と運用について

昭和60年4月に施行された「名取市環境美化の促進に関する条例」は、缶飲料の自動販売機の普及に伴い、空き缶・空き瓶等ごみの散乱が社会問題化したことを背景として、地域における環境美化の促進を目的に制定された。

本市の環境美化の取り組みについては、市民への啓発活動に加え、市環境衛生組合連合会及び地区衛生組合の活動、町内会をはじめとする各種団体や個人のボランティアにより、道路等のごみ拾いといった清掃活動を継続的に実施してきた。

2 現状見直しの理由

本条例は施行以降、改正が行われていないことから、規定内容の一部が現状と合致しない状況となっている。そのため、市民等、事業者、占有者等及び市が協力して環境美化に取り組むため、地域の主体的な活動をよりの確に支援し、協働による環境美化が一層促進されるよう、条例の実効性を確保する観点から、その内容の見直しを検討する。

<主な見直しの検討事項>

(1) 目的 (第1条)

本条例の目的について規定している。

(2) 定義 (新設)

本条例における用語の定義について規定している。

(3) 環境美化促進重点地域に関する事項

①環境美化促進重点地域の指定 (第7条)

環境美化の促進を重点的に行う必要があると認める地域を指定することができることについて規定している。

②重点地域内における自動販売機の届出 (第8条)

環境美化促進重点地域内における自動販売機の設置の届出について規定している。

③重点地域における環境美化推進団体の認定及び推進団体への支援 (新設)

環境美化促進重点地域内における環境美化推進団体の認定及び推進団体への支援を規定している。

(4) 環境美化推進員 (第18条)

地域における環境美化の促進に関し、環境美化推進員を選定し、協力を求めることができることについて規定している。

(5) 罰則に関する事項

①罰則 (第20条)

本条例の罰則について規定している。

②勧告及び命令 (第13条)

重点地域内の自動販売機について、適正な維持管理を行わなかった者に対する勧告及び命令について規定している。

3 名取市環境美化の促進に関する条例の見直し案

(1) 目的 (第1条)

【現状】

・本条例の目的は市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、ごみの散乱の防止をするとともに、散乱したごみの清掃等を行うことにより、環境美化の促進を図ることである。

【検討内容】

・これまでの環境美化の取り組みにより、地域の景観保持が概ね良好に保たれていると捉えているが、一方で道路等に捨てられたごみにより景観が損なわれている状況が一部で確認されている。
・このため、条例の趣旨を維持しつつ、ごみを定められた場所以外に捨てる、いわゆる「ポイ捨て禁止」を環境美化の促進を図るという目的の手段として、見直しを行う方向で検討する。

【(1)の見直し案】

・「ポイ捨て禁止」を追加する。

(2) 定義 (新設)

【検討内容】

・市民等、事業者、占有者等の定義を追加することにより各主体の責務を明確化する。また、条例内で重要となる「ごみ」や「ポイ捨て」などの用語について定義を設ける。

【(2)の見直し案】

・定義を新設する。

(3) 環境美化促進重点地域に関する事項

①環境美化促進重点地域の指定 (第7条)

【現状】

・これまで重点地域を指定した実績はないものの、ごみの散乱状況及び地域の特性を踏まえて重点地域を指定することができることとしている。

【検討内容】

<重点地域の指定 (案)>	
(ア)	名取駅周辺
(イ)	かわまちてらす閑上周辺
(ウ)	ゆりあげ港朝市周辺

・市内で、環境美化の推進が特に必要な地域について、重点地域としての指定を検討する。
・名取駅は市内で最も利用者数の多い駅であり、かわまちてらす及び閑上港朝市は観光客入込数の上位2箇所となっている。いずれも来訪者の印象を左右する人通りの多い場所であり、重点的に環境美化を促進すべき地域として優先度が高いと考える。

<市内各駅>R6年度1日あたりの利用状況	
名取駅	13,963人
館腰駅	1,981人
杜せきのした駅	3,953人
美田園駅	1,972人
仙台空港駅	5,782人

<観光スポット>R6年中の観光客入込数	
かわまちてらす閑上	409,025人
ゆりあげ港朝市※日祝のみ	359,500人
名取市文化会館	209,081人
名取市サイクルスポーツセンター	157,828人

※JR 東日本及び仙台空港鉄道 HP より引用

※宮城県観光客入込数調査の報告値より引用

②重点地域における自動販売機の設置の届出（第8条）

【現状】

・国の「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自動販売機には、管理者の氏名、住所及び連絡先等を明記した「自動販売機統一ステッカー」の貼付が義務づけられている。

【検討内容】

・回収容器的設置及びごみの散乱防止に関する適切な管理は、事業者の責務として規定されており、違反が認められた場合には、統一ステッカーに記載された情報を基に、管理者に対して指導を行うことが可能である。

③重点地域における環境美化推進団体の認定及び推進団体への支援（新設）

【検討内容】

・条例の目的に規定されているとおり、市民等、事業者、占有者等及び市が協力して清掃活動を行うことにより環境美化を促進していくこととしているため、重点地域における新たな取り組みとして、清掃活動を行う団体を認定し、活動を支援することを検討する。

・団体の認定については市民団体（主として市民により組織された団体）及び事業者（民間企業等）を対象とする。具体的な支援内容については清掃資材の配布、集めたゴミの収集運搬、活動団体の取り組み紹介（ホームページなど）を検討する。

【（3）の見直し案】

①地域の特性を勘案し、環境美化促進重点地域として指定する。

②重点地域内の自動販売機届出制度を廃止する。

③新たに環境美化推進団体を認定、支援する制度を設け、市民団体・事業者と市が協力して重点地域の環境美化を促進する。

（4）環境美化推進員（第18条）

【現状】

・環境美化推進員の選定は可能とする規定であるが、一定程度、地区環境衛生組合が同様の役割を担っている。

【検討内容】

・地域団体による清掃活動などの環境美化の取り組みが十分に行われていることから、環境美化推進員を新たに選定した場合、地区環境衛生組合との役割が重複するので、当該制度の廃止を検討する。

【（4）の見直し案】

・環境美化推進員を廃止する。

(5) 罰則に関する事項

①罰則（第20条）

【現状】

・本条例に規定されている罰則は、主に重点地域内の自動販売機により飲料を販売する者に科せられる。

<現行条例の罰則の適用範囲>

- (8条) 重点地域内の自販機届出をしない、または虚偽の届出をした者
→ 3万円以下の罰金
- (9条～11条第3項) 重点地域内の自販機変更・承継・届出済証紛失などの届出をしない者
→ 1万円以下の罰金
- (11条第2項) 重点地域内の自販機に届出済証の貼付をしなかった者
→ 3万円以下の罰金
- (13条) 重点地域内の回収容器設置等について勧告に従うよう命令したが違反した者
→ 5万円以下の罰金
- (15条) 環境美化の促進に関する必要な報告をしない又は虚偽の報告をした者
→ 1万円以下の罰金
- (16条) 重点地域内のごみが散乱している土地または自販機が設置されている土地または建物への立入り調査の拒否、妨害した者
→ 1万円以下の罰金

【検討内容】

・本条例の趣旨は市民等、事業者、占有者等に対して自発的な活動を促すことを目的としていることから、罰則は設けない方針とし、今後は各責務を明確化することで、マナーやモラルの向上を図っていききたい。

・みだりにごみを捨てる行為については、本条例の上位法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「軽犯罪法」において罰則が規定されているため、これらの法律を適用することで対応できる可能性があるかと捉えている。

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律>

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

<軽犯罪法>

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

二十七 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者

②勸告及び命令（第13条）

【現状】

- ・ 現行条例では、勸告及び命令は重点地域内にのみに適用される。

【検討内容】

- ・ 命令については強制力を伴い、従わなかった場合に法的な制裁が科されることが多い。
- ・ 現行条例から命令に違反した者に科される罰則等を廃止する方向で検討しているため、命令の廃止を検討する。
- ・ 「勸告及び命令」を「指導及び勧告」に改め、対象の範囲を重点地域に限定せず、市内全域に拡大し、必要に応じて指導・勧告するよう検討する。

【（5）の見直し案】

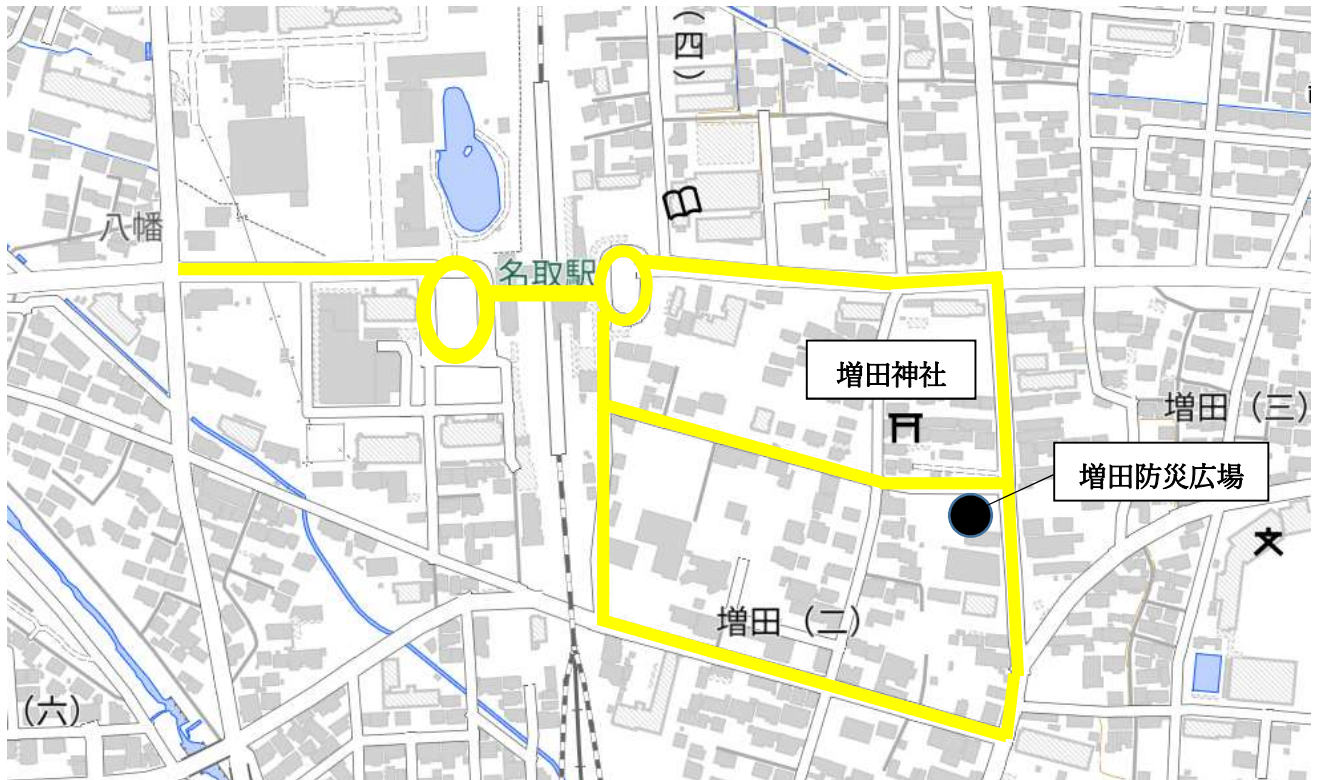
- ①罰則は廃止し、市民・事業者の自発的な活動を促進する。
- ②「勸告及び命令」は「指導及び勧告」に改め、市内全域で運用する。

4 改正時期

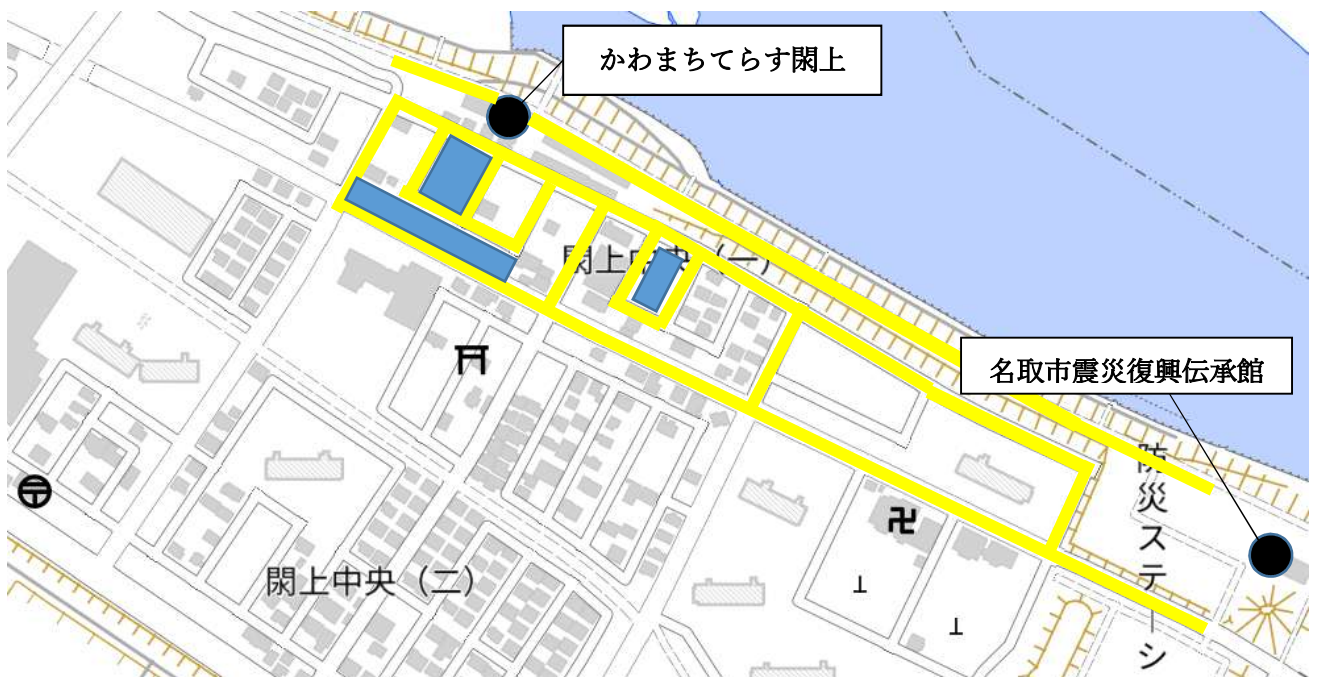
- ・ 令和8年度中の改正を目指す。

環境美化促進重点地域の指定について（案）

（ア）名取駅周辺

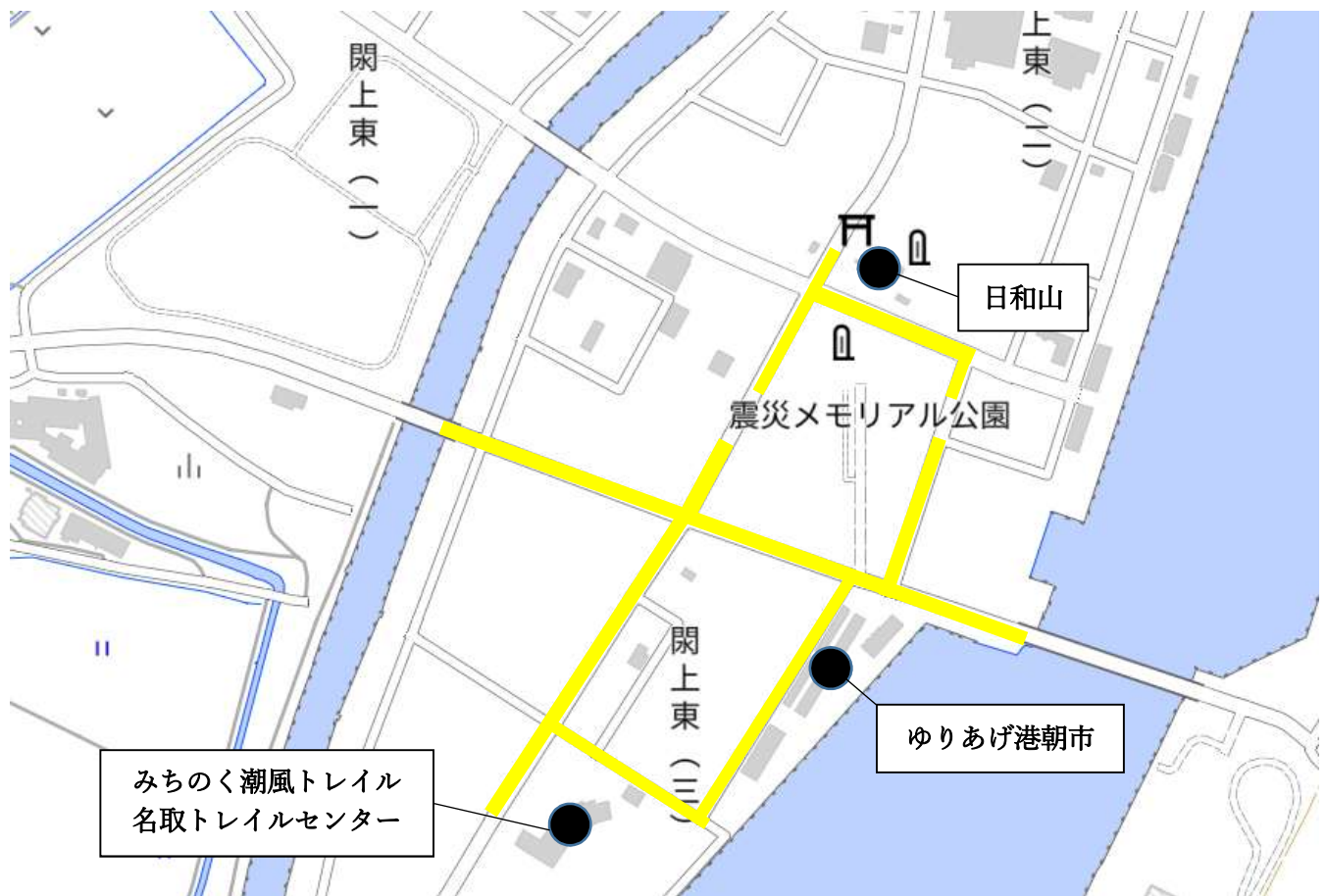


（イ）かわまちてらす閑上周辺



<凡例>黄色着色は環境美化促進重点地域（案）
地理院地図を加工して作成

(ウ) ゆりあげ港朝市周辺



<凡例>黄色着色は環境美化促進重点地域(案)
地理院地図を加工して作成

「現行条例」と「主な見直しの検討事項」の比較表

主な見直しの 検討事項	現行条例	見直し案
(1) 目的	<p>第1条 この条例は、市民、事業者、土地又は建物の占有者、市等が一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱を防止するとともに、散乱ごみの清掃を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>環境美化の促進を図るといふ目的の手段としてポイ捨て禁止を追加する。</p>
(2) 定義	<p>規定なし。</p>	<p>「市民等」、「事業者」、「占有者等」、「ごみ」、「ポイ捨て」について定義を追加する。</p>
(3)① 環境美化 促進重点地域の 指定	<p>第7条 市長は、環境美化の促進を重点的に行う必要があると認める地域を環境美化促進重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市長は、重点地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、これを告示しなければならない。</p> <p>3 重点地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</p> <p>4 前2項の規定は、重点地域の変更及び廃止について準用する。</p>	<p>地域の特性を勘案し、環境美化促進重点地域として指定する。</p>
(3)② 自動販売 機の届出	<p>第8条 重点地域内において自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により容器入り飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 自動販売機の設置場所</p> <p>(3) 空き缶等回収容器の設置場所及び管理の方法</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>2 一の地域が重点地域となった際現にその地域内において自動販売機により容器入り飲料を販売している者は、その指定の日から30日以内に、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p>	<p>自動販売機の届出制度を廃止する。</p>

(3)③ 環境美化推進団体の認定及び支援	規定なし。	重点地域内において、清掃活動を行う環境美化推進団体を認定、支援する制度を設け、市民団体・事業者と市が協力し重点地域の環境美化を促進する。
(4) 環境美化推進員	<p>第18条 市長は、地域における環境美化の促進に関し、環境美化推進員を選定し、次の各号に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。</p> <p>(1) 自主的奉仕活動の促進及び助長に関する指導及び助言</p> <p>(2) 自主的奉仕活動団体相互間の連絡調整及び市が実施する施策と自主的奉仕活動との調整</p> <p>(3) ごみの散乱及び清掃活動状況の調査及び報告</p> <p>(4) その他環境美化の促進に関する必要な事項</p>	環境美化推進員を廃止する。
(5)① 罰則	<p>第20条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第11条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出済証のちょう付をしなかった者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第9条第1項若しくは第2項、第10条第3項又は第11条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(3) 第16条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各項の刑を科する。</p>	罰則を廃止する。

<p>(5)② 勧告及び命令</p>	<p>第13条 市長は、重点地域内において自動販売機により容器入り飲料を販売している者が前条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、空き缶等回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>「勧告及び命令」を「指導及び勧告」に改め、対象の範囲を重点地域に限定せず、市内全域に拡大し、必要に応じて指導・勧告する。</p>
--------------------	--	---